

米国海産ほ乳類保護法に基づく 水産物の輸入規制について

令和7年 9 月
水産庁

■ 制度の概要①

- 2017年1月1日に施行された米国海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則では、米国に水産物を輸出する外国の漁業に対し、海産ほ乳類（※1）の混獲を一定水準以下にするよう求めており、米国と同等の混獲削減措置（※2）を導入していない漁業によって漁獲された水産物の輸入を禁止。
- 輸出国には、2025年12月31日までの猶予期間（当初2021年12月31日までとされていたが延長）が与えられており、この間に米国への輸出を行う漁業についてのデータを提出し、各漁業において海産ほ乳類の混獲に対する対応が米国と同等であると認められること（同等性認定）が求められている。

※1：クジラ、イルカ、アザラシ等の海に棲息するほ乳類

※2：米国はオブザーバー（監視員）の乗船、混獲上限の設定、漁具の改良等を実施



米国海産ほ乳類保護法に基づく水産物の輸入規制について

■ 制度の概要②

- 米国は、輸出国から提出されたデータに基づき、各漁業を海産ほ乳類の恐れのない「免除漁業」と、混獲の恐れのある「輸出漁業」に分類。^{* 1}
- さらに、輸出漁業について、米国と同等の混獲削減措置が導入されていると認められる（同等性認定）か否かを判断。
- 同等性認定が得られなかった漁業については、2026年1月1日から禁輸。

【主な漁法の分類】^{* 1}

免除漁業	輸出漁業
徒手採捕、潜水、釣り、桁網(dredge)、じょれん、敷網、すくい網、地びき網、船びき網、サンマ棒受け網、養殖	かご・つぼ、はえ縄、ひき縄、刺し網、流し網、定置網、底びき網(trawl)、まき網 ^{* 2} 等

^{* 1} 2017年・2020年に公表された分類に基づき作成。内水面・陸上養殖はMMPAの対象外。

^{* 2} RFMOにより海産ほ乳類の意図的な包囲を禁止する保存管理措置等が実施されている場合は免除漁業(IOTC、WCPFC)。

米国海産ほ乳類保護法に基づく水産物の輸入規制について

■ 制度の概要③

ある国のある漁業が禁輸対象となった場合、当該漁業で漁獲される可能性のある魚種を米国に輸出する際には、当該漁業由来のものではないことを証明する認容証明書（Certificate of Admissibility）が求められる。対象となる漁業・水産物及びその製品は別途漁業国へ通知される。

輸出国

同等性認定を
受けられなかった漁業

魚種A、魚種C、魚種D

当該漁業由来の水産物は
全て禁輸

同等性認定を
受けた漁業

魚種A、魚種B

魚種A: 認容証明書が必要
魚種B: 認容証明書が不要

(認容証明書の例)

Certification of Admissibility¹⁾
認容証明書²⁾

Nations subject to trade restrictions for fishery products pursuant to the³⁾
*High Seas Driftnet Fishing Moratorium Protection Act or the Marine Mammal Protection Act*⁴⁾
「公海流し網漁業モラトリウム保護法」又は「海産ほ乳類保護法」に基づく水産製品の貿易規制対象国⁵⁾

For fish or fish products for which a certificate of admissibility is required, a shipment of fish or fish products in any form from a nation subject to an import restriction, offered for entry to the United States, is eligible for entry only when accompanied by this completed and certified form attached to the invoice and/or shipping documents. An authorized official or agent of the exporting nation must complete the information below:⁶⁾
認容証明書が必要な水産物又は水産製品について、米国への輸入制限がかけられている国から米国への輸入に供される水産物または水産製品は、いかなる形態であっても、全項目記入済みかつ証明済みで、納品書及び/又は船種書類に添付された本証明書が付随されている場合にのみ、輸入することができます。⁷⁾
輸出国に認定された職員又は代理人は、以下の情報を全て記載する必要があります。⁸⁾

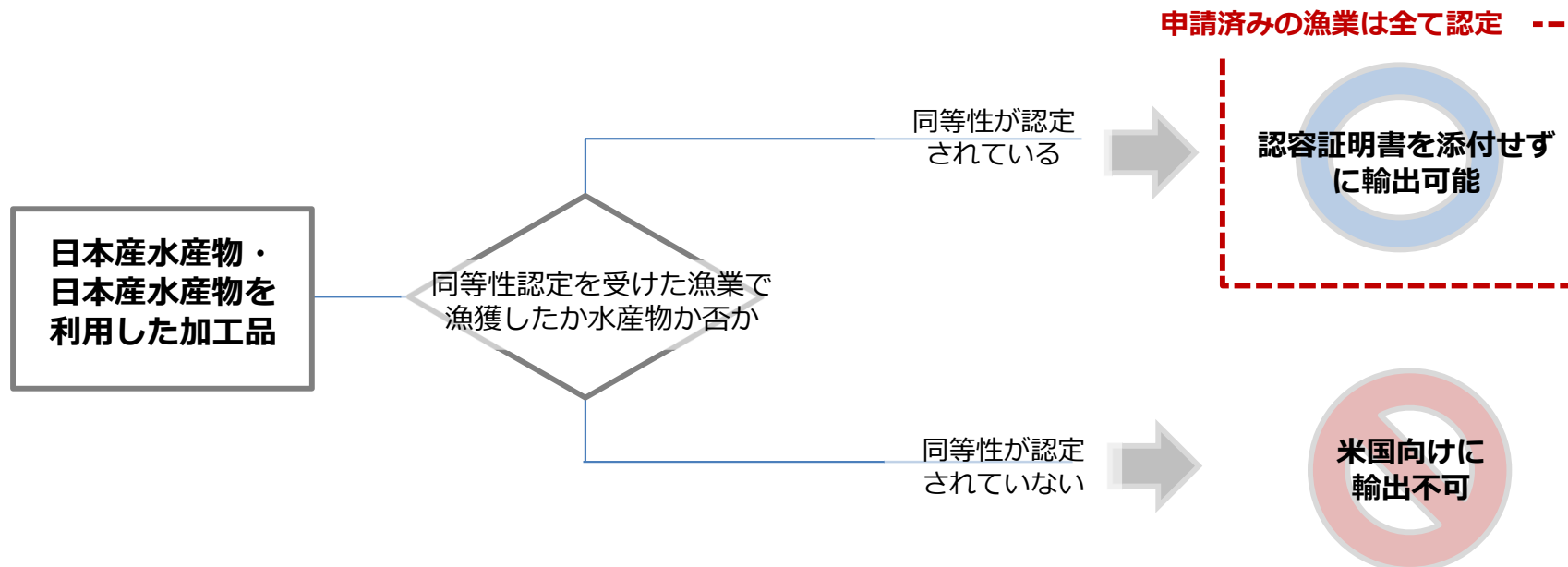
U.S. Harmonized Tariff Schedule Number, Species Description, and Product Form ⁹⁾ 米国HTSコード、魚種説明及び製品形態 ¹⁰⁾	Weight (kg) ¹¹⁾ 重量 ¹²⁾	Fishing Gear Used ¹³⁾ 漁具(漁法) ¹⁴⁾	Vessel Flag ¹⁵⁾ 船籍 ¹⁶⁾	Vessel Name(s) and Number(s) ¹⁷⁾ 漁船名・番号 ¹⁸⁾

As a duly authorized official/agent of the Government of _____, I do hereby certify, to the best of my knowledge and belief, that the fish/fish products in this shipment are of species of fish or fish products, or from fisheries, that are not subject to an import restriction of the United States under the authority of the High Seas Driftnet Fishing Moratorium Protection Act or the Marine Mammal Protection Act.¹⁹⁾
政府に正式に認定された職員又は代理人として、私は、この積荷の水産物/製品の種が、「公海流し網漁業モラトリウム保護法」又は「海産ほ乳類保護法」を根拠とする、米国への輸入制限の対象ではない水産物又は水産製品、若しくは係る漁業由来のものではないことを、確かにここに証明します。²⁰⁾

米国海産ほ乳類保護法に基づく水産物の輸入規制について

■ 現在の状況

- 我が国は、米国の求めに応じ、2021年11月に輸出実績のある又は輸出見込みのある漁業種類のデータを提出。（内水面・陸上養殖はMMPAの対象外）。
- 米国は、各国から提出されたデータを基に、各国の各漁業における海産ほ乳類の混獲実態や、混獲回避措置の導入状況等について審査。
- 2025年9月、米国海洋大気庁のホームページにて、国ごとの審査結果を公表。
日本が申請した漁業は、全て米国と同等の混獲削減措置を導入している（同等性がある）と認定。これにより、申請済みの日本の漁業は、認容証明書を添付せずに輸出継続が可能。



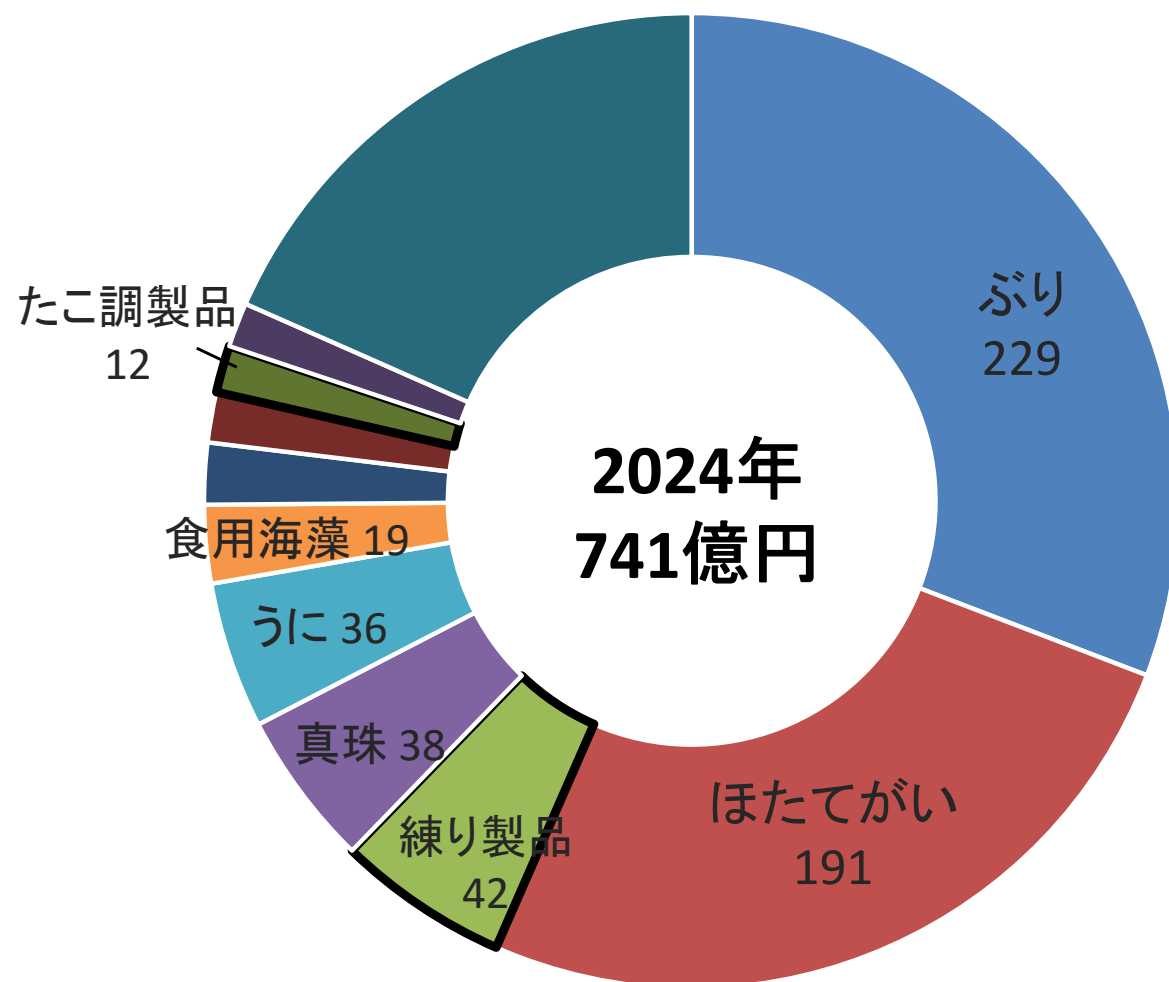
■ 今後想定される事項（中継国指定）

- 米国は、第三国から輸入した水産原料を加工し、米国へ再輸出している国を中継国（Intermediary nation）に認定。当該国は、中継国に関する規定への対応が求められる。
- 米国は、同等性が認められなかった漁業由来の水産物の流通を分析・特定し、対象となる水産物及びその製品を中継国と考えられる国へ書面で通知する。
- 通知を受けた中継国は、当該水産物及び製品が米国に輸出されていない又は、米国への輸出に当該水産物及び製品を含んでいないことを証明する仕組みを有していること等を証明しなければならない。

■ 今後の想定スケジュール

- ・ 2025年9月末頃（見込み）：米国から中継国への通知
- ・ 2026年1月：輸入規制措置の開始
- ・ 2026年1月末頃（見込み）：中継国への規制措置開始

【日本から米国への水産物輸出実績】



米国へ輸出される主な水産物のうち

- ・「ぶり」は多くが養殖
→養殖は「**免除漁業**」
養殖以外の既に申請した漁業は同等性が認められている。
- ・「ほたてがい」は桁網、養殖等
→桁網、養殖等は「**免除漁業**」
- ・「練り製品」「たこ・いか調整品」等
→外国産の原料を使用したものは今後発表される、米国側の審査結果によって輸出規制が異なる